

豊島区緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付要綱

| | |
|----|-------------------|
| | 平成 21 年 3 月 26 日 |
| | 都市整備部長決定 |
| 改正 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 23 年 11 月 17 日 |
| 改正 | 平成 24 年 7 月 13 日 |
| 改正 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 28 年 6 月 27 日 |
| 改正 | 平成 29 年 3 月 28 日 |
| 改正 | 平成 31 年 4 月 10 日 |
| | 建築担当部長決定 |
| 改正 | 令和元年 10 月 1 日 |
| 改正 | 令和 4 年 4 月 27 日 |
| | 都市整備部長決定 |
| 改正 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、豊島区耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月策定）に定めた緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に係る費用を助成することにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 耐震化指針 耐震化推進条例第 6 条第 1 項に規定する耐震化指針をいう。
- (2) 耐震診断 耐震化指針に定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震評定機関 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定に際し評定を行う専門機関として東京都と協定を締結したもの。
- (4) 評定書 耐震評定機関において、耐震診断について技術上の指針となるべき事項に適合する水準にあると評定されたことを証する書類をいう。

- (5) 区分所有建築物 二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。)が存する建築物のうち、豊島区内に存するものをいう。
- (6) 管理組合 区分所有法第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む)に規定する法人をいう。
- (7) 特定緊急輸送道路 「東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成23年度東京都条例第36号。)」第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路(同条第3項の規定に基づく告示が施行される前における当該告示により特定緊急輸送道路に指定される緊急輸送道路を含む。)

(助成対象事業)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる建築物の耐震診断は、次の各号にそれぞれ適合するものであること。

- (1) 豊島区内にある昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受け、着工したもの。(国又は地方公共団体等が所有するものを除く。)
- (2) 耐震改修促進法第14条第1項第3号に定める建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物を除く)で、耐火建築物又は準耐火建築物であって、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- (3) 耐震診断は、耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者で建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項の規定による登録を受けたものが行うものであること。
- (4) 社会資本整備総合交付金要綱又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱及び東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業制度要綱に適合する事業であること。

(助成対象者)

第4条 この要綱により助成を受けることができる者は、前条の要件を満たす建築物の所有者(共有の場合は、共有者によって合意された代表者)とする。ただし、区分所有建築物においては管理組合の代表者又は区分所有者の代表者とする。

(助成金の交付額等)

第5条 緊急輸送道路沿道建築物の助成金の額は、次の各号のいずれか低い額の3分の2の額(1000円未満切り捨て)とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

- (1) 耐震診断に要した費用
- (2) 次のアからウまでの床面積区分に応じて、当該アからウまでの面積単価を乗じた額

- ア 床面積が 1,000 m²以下の部分は 4,580 円/m²
 - イ 床面積が 1,000 m²を超え 2,000 m²以下の部分は 2,350 円/m²
 - ウ 床面積が 2,000 m²を超える部分は 1,570 円/m²
- 2 助成金の交付額は、当該年度の予算の範囲内とする。
 - 3 助成金の交付は、同一の助成対象建築物につき 1 回限りとする。
 - 4 消費税相当額は、助成の対象としない。

(助成金の承認申請及び承認決定)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、当該助成対象建築物の耐震診断の契約を締結する前に、耐震診断助成承認申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

(1) 当該確認通知書の写し(当該確認通知書がない場合にあっては、当該確認通知書の交付年月日を確認することができる書類)

(2) 当該助成対象建築物の登記事項証明書

(3) 当該助成対象建築物の耐震診断に係る費用の見積書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象と承認したときは耐震診断助成承認通知書(第 2 号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付することができる。

(耐震診断助成の取止め及び変更)

第 7 条 前条の規定による助成金の承認を受けた者(以下「助成承認者」という)は、当該助成対象建築物の耐震診断を取りやめようとするときは、耐震診断助成取り止め届(第 3 号様式)により区長に届けなければならない。

2 助成承認者は、当該耐震診断助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、耐震診断助成変更承認申請書(第 4 号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、耐震診断助成金変更承認通知書(第 5 号様式)により当該助成承認者に通知する。

(完了報告)

第 8 条 助成承認者は、当該助成対象建築物の耐震診断が完了したときは、耐震診断完了報告書(第 6 号様式)を提出し、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成金の交付申請及び交付決定)

第 9 条 助成承認者は、前条の規定により耐震診断完了報告書を提出するときは、耐震診断助成金交付申請書(第 7 号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 当該耐震診断の結果が確認できる書類（平面図・床面積表添付のこと）
- (2) 当該耐震診断に係る評定書の写し
- (3) 当該耐震診断費用の額が証明できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、助成金の交付を決定したときは耐震診断助成金交付決定通知書（第8号様式）により、助成金の不交付を決定したときは、耐震診断助成金不交付決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知する。

（助成金の交付請求）

第10条 前条2項の規定により交付決定の通知を受けた者は、速やかに耐震診断助成金交付請求書（第10号様式）により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、この助成金の交付を受けたとき
- (3) この助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関連法令に違反したとき

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した時は、耐震診断助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により当該交付決定者に通知する。

（助成金の返還）

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金等交付規則（昭和61年8月27日規則第59号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要綱は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
2. 施行前に第 7 条の規定による申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附則

1. この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 施行前に第 6 条の規定による申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附則

この要綱は決定の日から施行する。

附則

この要綱は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は決定の日から施行する。

附則

この要綱は決定の日から施行する。